

令和 年度 町民税・県民税申告書付表

(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)

住所	現在の住所	フリガナ		
	年1月1日の住所	氏名		
		生年月日	M · T · S · H	
			年 月 日	

※町民税・県民税申告書と併せてご提出ください。

- ◆ この付表は、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、所得税及び復興特別所得税（以下「所得税」という。）と町民税・県民税（以下「住民税」という。）で異なる課税方式を選択する場合に提出するものです。対象となる上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、所得税と住民税があらかじめ源泉徴収されているものに限りません。

《住民税における上場株式等に係る所得》

裏面の「留意事項」をご確認いただき、該当する項目に☑をしてください。

- 上場株式等に係る所得について、住民税では申告しません。
 上場株式等に係る所得について、住民税では下記の所得を申告します。

上場株式等に係る所得			住民税の特別徴収税額
上場株式等に係る 配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等に係る譲渡所得等			円

《所得税における上場株式等に係る所得》

確定申告書を提出されていない方はこちらに申告予定額をご記入ください。

すでに確定申告書を提出された方は記入不要です。

上場株式等に係る所得			住民税の特別徴収税額
上場株式等に係る配 当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等に係る譲渡所得等			円

～提出時の注意事項～

- ・この付表は該当する年度の納税通知書等が送達される日までに提出する必要があります。
- ・この付表を提出する際には以下の書類を併せてご提出ください。
 - ① 町民税・県民税申告書
 - ② 確定申告書の控え一式の写し
 - ③ 上場株式等の配当所得等に関する書類の写し（支払通知書、特定口座年間取引報告書など）※
 - ④ 上場株式等の譲渡所得等に関する書類の写し（計算明細書、特定口座年間取引報告書など）※

※③、④は②確定申告書の控え一式の写しを提出した場合は不要です。

【留意事項】

- ・所得税及び住民税が源泉（特別）徴収される特定口座（以下「源泉徴収口座」という。）における上場株式等に係る配当所得等又は譲渡所得等を申告するかどうかは源泉徴収口座ごとに選択することができます。
- ・所得税及び住民税が源泉（特別）徴収されない口座において生じた上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、申告不要とすることはできません。
- ・源泉徴収口座内において上場株式等に係る譲渡所得等の損失と配当所得等が損益通算されている場合は、その源泉徴収口座内の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません。
- ・源泉徴収口座以外において生じた上場株式等に係る配当所得等で所得税及び住民税が源泉（特別）徴収されている配当等は、1回に支払いを受けるべき配当等の額ごとに課税方式を選択できます。
- ・住民税において申告不要を選択した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。また、申告不要を選択した上場株式等に係る譲渡所得等の損失を、翌年度以降に繰越することはできません。
- ・上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について申告不要制度を選択したことにより、医療費控除等の一部所得控除について、所得税における控除額と町民税・県民税における控除額に差異が生じる場合があります。

～記入例～

以下①～③の所得がある場合で、

①源泉徴収ありの特定口座Aにおいて、譲渡所得等800,000円・配当所得等170,000円

②源泉徴収ありの特定口座Bにおいて、譲渡所得等300,000円

町民税・県民税において①を総合課税、②を申告不要としたい場合

住民税における上場株式等に係る所得

裏面の「留意事項」をご確認いただき、該当する項目に☑をしてください。

上場株式等に係る所得について、住民税では申告しません。

上場株式等に係る所得について、住民税では下記の所得を申告します。

上場株式等に係る所得		住民税の特別徴収税額	
上場株式等に係る配当所得等	総合課税分	170,000円	8,500円
	分離課税分	円	円
上場株式等に係る譲渡所得等		800,000円	40,000円

所得税における上場株式等に係る所得

確定申告書を提出されていない方はこちらに申告予定額をご記入ください。

すでに確定申告書を提出された方は記入不要です。

上場株式等に係る所得		住民税の特別徴収税額	
上場株式等に係る配当所得等	総合課税分	170,000円	8,500円
	分離課税分	円	円
上場株式等に係る譲渡所得等		1,100,000円	55,000円